

令和 2 年度空き家対策セミナー・個別相談会について

○開催概要

開催日当日は、新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言発令中であるため、個別相談会のみを開催します。講演形式のセミナーは中止としますが、駒木会長の作成する空き家対策に関する動画配信を実施します。閲覧方法につきましては、本市ホームページにリンク先を貼る予定です。詳細につきましては、後日連絡いたします。

○個別相談会

- 1 開催日：令和 3 年 2 月 2 7 日（土）
- 2 開催時間：1 0：1 5 から 1 2：0 0 まで
- 3 会場：やねのにつぼうホール豊川（プリオ 5 階 豊川市催事場）
- 4 相談件数：8 件

【スケジュール】

- ・ 1 0：0 0 ～ 受付開始
- ・ 1 0：1 5 ～ 1 1：0 0 前半の部 （4 組）
- ・ 1 1：1 5 ～ 1 2：0 0 後半の部 （4 組）
- ・ 1 2：0 0 終了

【相談員】

- ・ 宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士、司法書士、弁護士、
あいち空き家・修活相談センター

【相談員割り当て・相談概要】

裏面参照

○前半の部（１０：１５～１１：００）

ブース	相談員		相談概要
①	宅地建物 取引士	土地家屋 調査士	相続した空き家を売却したい。
②	宅地建物 取引士	建築士	所有する空き家の売却を考えている。家屋を解体した方が良いか。
③	宅地建物 取引士	司法書士	空き家になって１年ほど。管理や売却について相談したい。
④	宅地建物 取引士	あいち空き 家・修活相談 センター	空き家等の今後の管理等について相談したい。

○１１：１５～１２：００（後半の部）

ブース	相談員		相談概要
①	宅地建物 取引士	建築士	相続した空き家を解体して売却したい。
②	宅地建物 取引士	あいち空き 家・修活相談 センター	空き家の管理や売却について相談したい。
③	宅地建物 取引士	弁護士	所有する空き家の隣も空き家で、老朽化により壁等が壊れており、自分の空き家を解体をしたくてもできない。相手は壊れてもいいと言っているがどうすればよいか。
④	宅地建物 取引士	土地家屋 調査士	知り合いの不動産業者に売却を依頼しているが、売れなくて困っている。